

令和 7 年度

第 7 9 回尼崎市中学校総合体育大会

第 7 9 回尼崎市中学校陸上競技大会

実施要項（大会コード 25283727）

- 1 主 催 尼崎市中学校体育連盟
尼崎市教育委員会
尼崎市陸上競技協会
- 2 主 管 尼崎市中学校体育連盟陸上競技部
- 3 期 日 令和 7 年 9 月 6 日（土） 予備日 9 月 1 3 日（土）
午前 9 時 0 0 分 開始式
①開式通告 ②開会宣言 ③国旗・市旗・中体連旗掲揚
④優勝盾返還 ⑤大会会長挨拶 ⑥選手宣誓
⑦競技上の注意 ⑧閉式通告
午前 9 時 3 0 分 競技開始（雨天実施）
- 4 場 所 尼崎市記念公園陸上競技場（ベイコム陸上競技場）（競技場コード 281040）
尼崎市西長洲町 1－4－1 TEL 0 6－6 4 0 1－3 2 4 5
阪急バス 阪急塚口駅・阪神尼崎駅 5 7 番 スポーツセンター前下車
- 5 種 目 男子（1 8 種目）
1 年生 1 0 0 m 1 5 0 0 m
2 年生 1 0 0 m
3 年生 1 0 0 m
1・2 年生 4 × 1 0 0 m R
共 通 2 0 0 m 4 0 0 m 8 0 0 m 1 5 0 0 m
3 0 0 0 m 1 1 0 m H 4 × 1 0 0 m R
走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳 砲丸投 円盤投

女子（1 4 種目）
1 年生 1 0 0 m 8 0 0 m
2 年生 1 0 0 m
3 年生 1 0 0 m
1・2 年生 4 × 1 0 0 m R
共 通 2 0 0 m 8 0 0 m 1 5 0 0 m 1 0 0 m H
4 × 1 0 0 m R
走高跳 走幅跳 砲丸投 円盤投
- 6 参加資格 (1) 尼崎市中学校体育連盟に加盟する学校の在籍生徒で、学校長が健康状態に異常がなく競技に参加しても差し支えないと参加出場を認めたチーム・生徒とする。また、「参加資格の特例」により出場を認める。（別記）
(2) チームは学校を単位とする。
(3) コーチ・マネージャーについては学校長が認めた者とし、別途申請し、承認を得る必要がある。ただし、当該校以外の中学校教職員は外部コーチにはなれない。
(4) 同一人が複数校の外部コーチにはなれない。（水泳飛び込み、体操・新体操、卓球（アドバイザー）、スキーは除く）
(5) 大会への参加は、1 人 1 競技とする。ただし、スキー及び駅伝には重複して参加することができる。
(6) 拠点校部活動で参加する場合は、「尼崎市中学校総合体育大会拠点校部活動参加規程」の条件を満たしていること。
- 7 引率及び監督等 (1) 参加生徒の引率・監督は、出場校の学校長又は教員・部活動指導員が行うこととする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督者にはなれない。
(2) 引率者・監督者の特例
尼崎市中学校総合体育大会の参加について、出場校の校長・教職員・部活動指導員が引率・監督できず、出場校の校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「尼崎市中学校体育連盟主催大会における引率及び監督等細則」により、出場校の校長が承認した引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督の資格を認める。
(3) 尼崎市中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督者、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応（平成 29 年 11 月 29 日付平 29 中体第 356 号）」に準じ、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、

任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

- 8 外部コーチについて (1) コーチまたはマネージャー等（以下「外部コーチ」という）については、学校長が認めた二十歳以上の者で、別途申請し承認を得る必要がある。ただし、当該校以外の中学校教職員は、外部コーチになれない。また、同一人が複数校の外部コーチになれない。また、同一人が複数校の外部コーチになれない。（水泳飛込、体操、新体操、卓球（アドバイザー）、スキーは除く）
(2) 各学校の指導計画に従い、日常的に継続して指導にあたっている者。
(3) 外部コーチは、原則として大会に参加できる。
(4) 原則として顧問以外に外部コーチの審判を認める。
※「教職員」は養護教諭、常勤講師、非常勤講師、事務職員を含む。
- 9 参加制限 (1) 1校1種目2名以内（リレーは1校1種目1チームのみ）
(2) 1名2種目以内（ただし別にリレー1種目は出場可）
- 10 競技規則 (1) 2025年度日本陸上競技連盟競技規則ならびに本大会規定により行う。
(2) 1位6点、2位5点、……、6位1点を与え、男女別学校対抗とする。
- 11 表彰規定 (1) 団体は、学校対抗男女別1位に優勝盾、3位までに賞状を授与する。（ただし、優勝盾は持ち回り）
(2) 個人・リレー種目は、1位にメダル（共通リレー優勝校に優勝杯）、3位までに賞状を授与する。
- 12 申込先 令和7年8月25日（月）までに園田中学校（吉田）まで申込データを提出すること。
- 13 申込方法 令和7年9月1日（月）16:00実施のプログラム編成会議（於：尼崎市立武庫東中学校 尼崎市武庫之荘7丁目35番1号 TEL 06-6433-0888）に申込書類一式を持参すること。
- 14 申込書類 参加申込選手一覧表
※参加選手申込一覧表は、男子は黒文字・女子は赤文字で記入すること。
- 15 その他 (1) 競技運営上必要につき、各校審判員を1名以上出すこと。
(2) 各校とも、割り当てられた補助員を出すこと。
(3) 競技場への入場は、午前8時00分以降にすること。
(4) アスリートビブス、スパイクシューズのピンは、県の規定にそったものであること。
(5) 招集方法（リレーのオーダー用紙の提出など）を各校で十分指導しておくこと。
(6) 競技場への往復時や競技中のケガ・事故等の防止については、各校で十分に指導しておくこと。
(7) 次の割り当てで、競技の準備・後片付けを行うこと。

・本部・放送	常陽	・棒高跳	園田
・スタート関係	日新	・走幅跳・三段跳	武庫
・計時決勝関係	園田	・投てき	小田北・小園
・招集・出発	武庫東	・ハードル	武庫東
・写真判定関係	武庫	・器具庫関係	園田 武庫 立花
・走高跳	立花 園田東	・風力	立花
・テント	大成 常陽		

- (8) 競技終了後の後片付け・清掃は、各校でゴミ袋を準備し、使用した場所の清掃を行うこと。（燃えるゴミと燃えないゴミを分けて集めておくこと。）
- (9) 本大会は、特勤条例第3号に該当する大会である。
- (10) 本大会期間中、午前7時現在、尼崎市に、特別警報、警報（大雨・洪水・暴風）発令の場合は、開始式及び大会開催を見合わせることにする。ただし、午前9時までに解除されたときは、時間を遅らせて実施する場合がある。
- (11) 競技中の事故に対しては、応急処置のみ行う。大会期間中の事故については、日本スポーツ振興センターの定めを適用する。参加者は、保険証又はその写しを持参すること。（地域スポーツ団体はこの限りではない。）
- (12) 尼崎市中学校体育連盟は、個人情報保護方針に基づき、個人情報保護に関する法令を遵守し、取得する個人情報については適正に取り扱う。取得した個人情報は、競技大会の資格審査・競技会運営上必要なプログラム編成及び作成、大会結果掲載（大会記録集・報道機関への提供など）その他競技運営及び競技に必要な連絡などに利用する。

〈別記〉
「参加資格の特例」

下記に該当するものは尼崎市中学校総合体育大会に参加を認める「参加資格の特例」

【学校教育法第134条校在籍生徒】

- 1 学校教育法134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、尼崎市中学校体育連盟主催大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - (1) 尼崎市中学校総合体育大会の参加を認める条件
 - ① 尼崎市中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - ② 生徒の年齢及び修業年限が我国の中学校と一致している学校で構成されていること。
 - ③ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員、運動部活動指導員の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (2) 尼崎市中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ① 尼崎市中学校総合体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - ② 尼崎市中学校総合体育大会参加に際しては、責任ある当該校校長又は教員、運動部活動指導員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ③ 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

【地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生】

- 1 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、尼崎市中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。
- 2 尼崎市中学校体育連盟主催大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。
 - (1) 尼崎市中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件
 - ① 生徒の在籍校に希望する競技種目の部活動がなく、地域クラブ活動に所属している中学生または、部活動から移行した団体に所属する中学生のいずれかであること。
※部活動から移行した団体とは、地域移行モデル地区において、実践研究・実証事業の対象として活動している団体、自治体主体で地域移行を進めるために発足した団体をいう。
※新2、3年生で令和5年当初に認定されていた生徒は引き続き同じ地域クラブ活動からの出場を認める。
 - ② 尼崎市中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - ③ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
 - ④ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもと、尼崎市内で適切に指導が行われていること。
 - ⑤ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - ⑥ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）兵庫県スポーツ協会加盟競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で、兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に、兵庫県中学校体育連盟に団体登録手続きを申請し、加盟認定されていること。
兵庫県中学校体育連盟への認定手続きは、所定の認定申請書（様式1・様式2）の提出およびヒアリング等を実施したうえで、認定の可否を判断する。
 - ⑥ 尼崎市中学校体育連盟主催大会において競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - ⑦ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大会に参加する場合、同一年度における大会について、在籍中学校での大会参加は原則認めない。その逆も同様である。
 - ⑧ 同一人が複数チームの代表者・監督となれない。
 - ⑨ 競技部ごとに定められた細則に合致していること。
 - (2) 尼崎市中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件
 - ① 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - ② 大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ③ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - ④ 団体競技における地域スポーツ団体名（地域クラブ活動）での出場は1チームのみとする。（複数のチームの参加はできない。）
 - (3) 参加を認めない場合
 - ① 認定の申請に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。
※1 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。
※2 この特例は、今後も検討を続けていく。

（内規）

- 1 大会開催基準要綱に違反したときは、当該の大会に関係するすべての資格を喪失する。
- 2 大会の日程及び会場の決定等については、尼崎市中学校体育連盟中学校体育連盟がそれぞれの専門委員長に意見を求めることができる。
- 3 尼崎市中学校新人大会の開催は尼崎市中学校総合体育大会に準ずるものとする。